

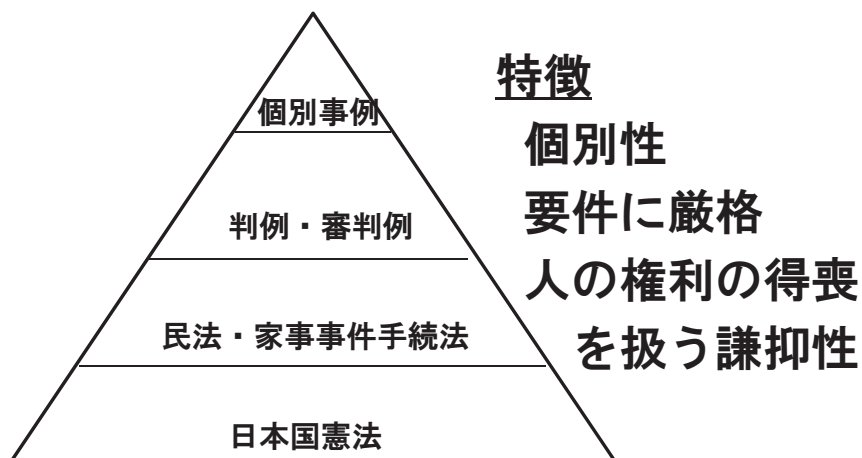
## 家庭裁判所における養子縁組 の実務と視点

—子どもの福祉、要保護性、養親の  
適格性、養親子の適合性の判断—

社会福祉士 宇梶和子

## 家庭裁判所の家事審判手続

司法作用（手続）である（⇔行政）



# 家庭裁判所の家事審判手続

非訟事件である (⇔訴訟事件)

合目的的裁量・・・未来に向けたもの  
証拠の出し合いでの勝負ではない

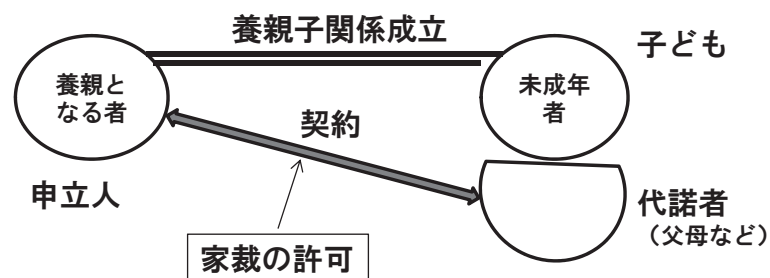
⇒裁判所が一切の資料に基づき判断  
(⇔当事者主義)

⇒当事者（申立人）も材料を出す、  
裁判所はそれを吟味し、職権調査を行う。

# 未成年者養子縁組許可事件

申立ての趣旨

申立人が未成年者を養子とすることの許可を求める。



契約型養子縁組

家裁の許可は届出受理の要件のひとつ

# 未成年者養子縁組許可事件

キーワード；子どもの福祉

## 視点

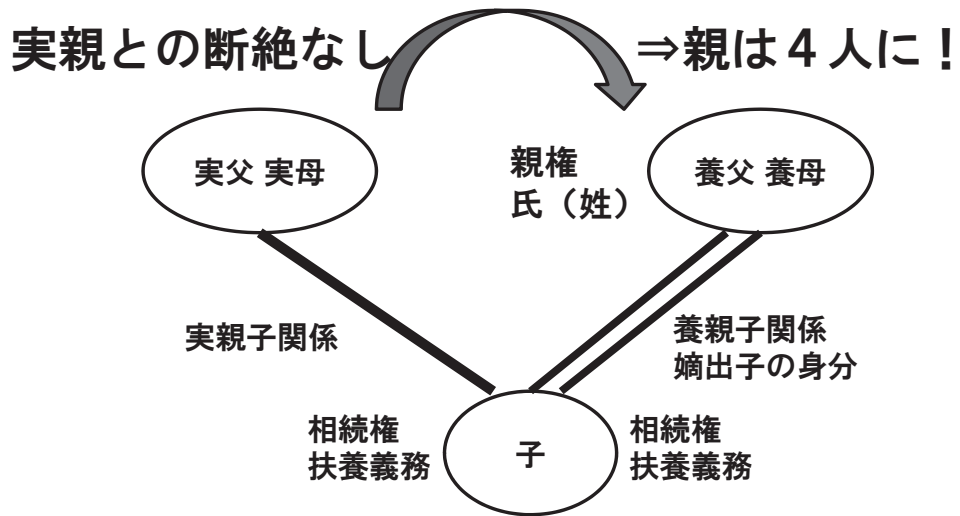
縁組が、子どもの福祉を害するものでないか  
チェックポイント

- ①実質的な親子共同生活が予定されているか
- ②養親の監護養育能力は十分か
- ③親子関係に適合性が確保しているか
- ④「子の意思」の尊重

# 未成年者養子縁組事件の審理



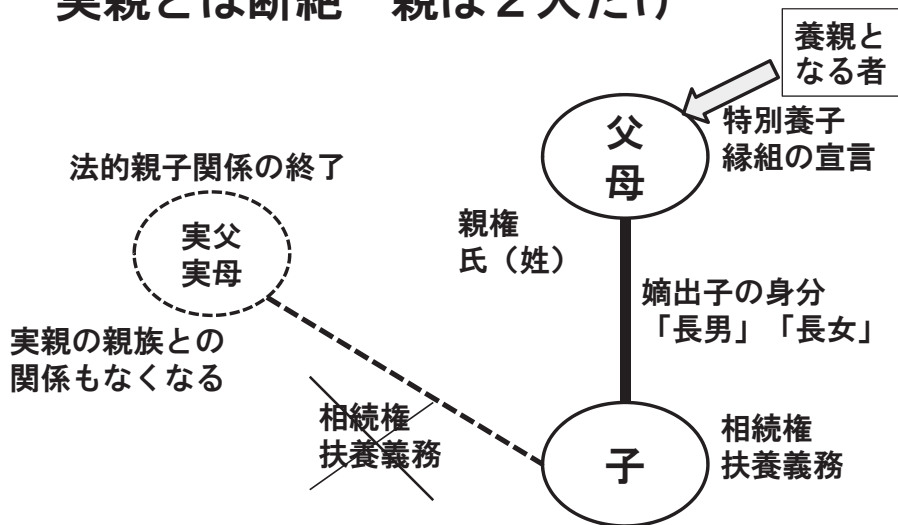
# 普通養子縁組が成立すると



戸籍役場に養子縁組届を出したときに縁組の効力発生（創設的届出）

# 特別養子縁組の場合は

実親とは断絶 親は2人だけ

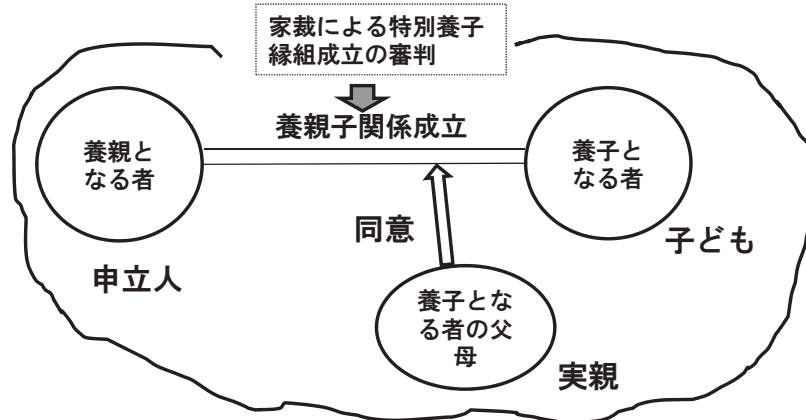


家裁の審判確定により養子縁組の効力が発生。戸籍役場に報告的届出

# 特別養子縁組成立事件

## 申立ての趣旨

養子となる者を申立人らの特別養子とする  
との審判を求める。



宣言型養子縁組 家裁の審判により初めて養子縁組が成立する

## 特養縁組キーワード 1

### 【要保護性】

特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難または不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(民法817条の7)

## 特養縁組キーワード 2

### 【父母の同意】

特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(民法817条の6)

## 特養縁組 キーワード 3・4

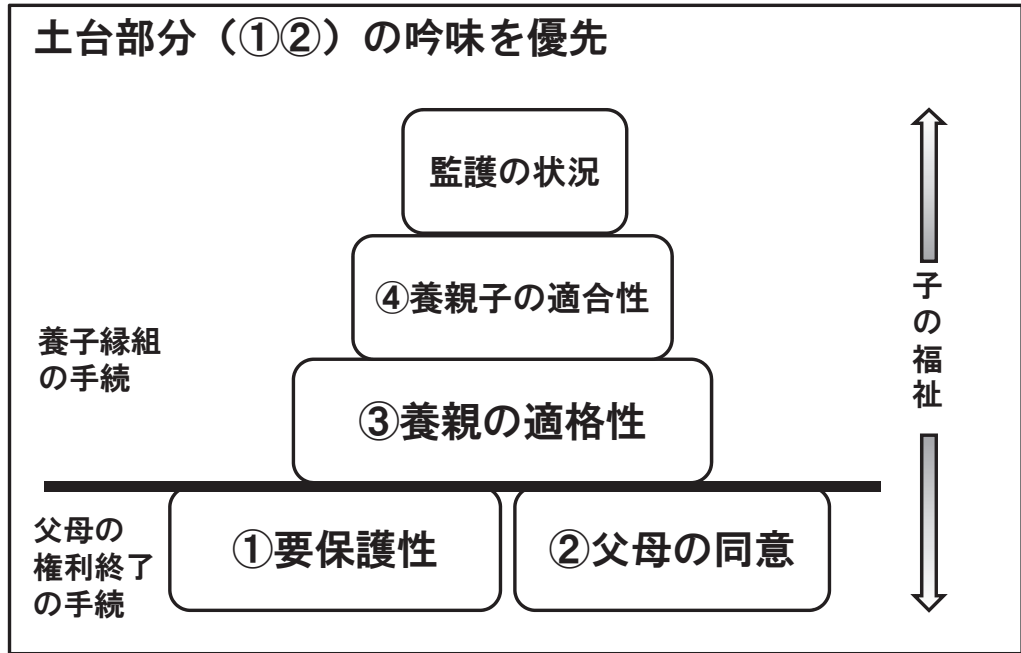
### 【養親の適格性】

### 【養子と養親の適合性】

特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

(民法817条の8)

# キーワード（要件）相互の関係



# 特養縁組成立事件の審理



## 実親の調査・同意の意思確認

○母へのアプローチ

時期・気遣い・場所・方法・・

○調査する事実・心情・意思と同意書

○調査官から母にする説明

□父に調査する場合・しない場合

※所在不明の場合

## 養親の調査 適格性に関して

事情説明書  
動機  
生活歴  
家族歴  
将来etc  
戸籍資料  
健康診断書  
源泉徴収票  
育児日誌  
など

書面資料の吟味

面接調査

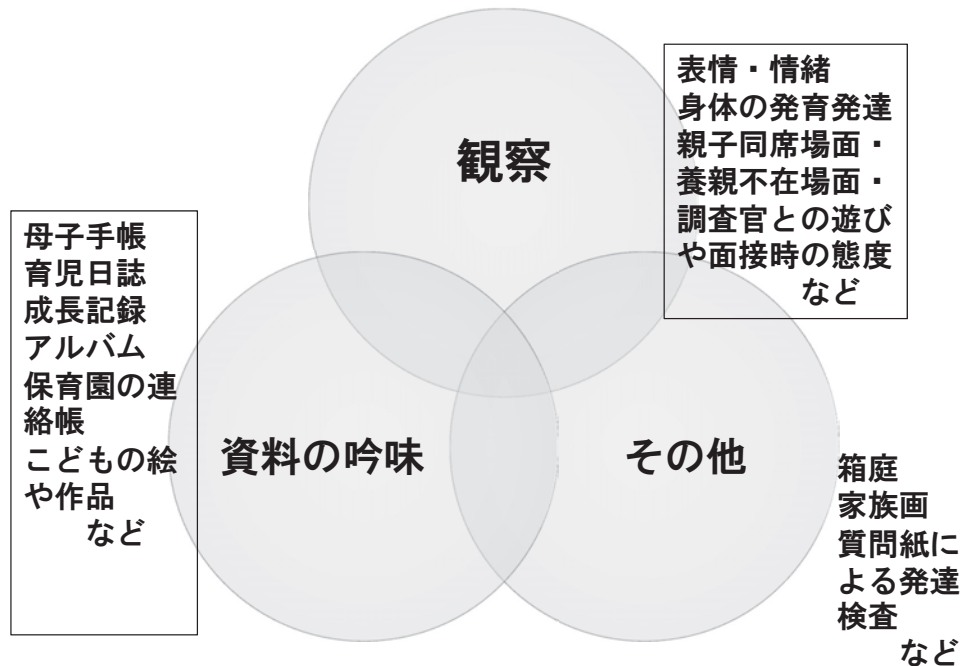
訪問調査・観察

家の間取り  
室内外の様子  
養育態度  
夫婦の間柄  
など

人柄  
能力  
コミュニケーション  
本音  
覚悟 など



## 子の調査 適合性に関して



## 児童相談所への調査嘱託

- 児相あっせんの養子縁組里親の場合  
早期に嘱託書を送付。回答によって、6か月の試験養育期間は、短縮が可能に。
- あっせん団体の関与による申立ての場合  
児童相談所と相談。嘱託事項を調整して嘱託。  
このタイプでは、嘱託を行わず調査官の調査だけで養育状況を見ることも、けっこうあり。
- 私人によるあっせんの場合  
要保護要件や実親の同意がクリアーできるようなら、申立人に児童福祉法30条の届出を勧め、児童相談所にも試験養育中の養育状況をみっちりと見てもらうことを依頼して調査嘱託。

## 家裁実務で出会う家族

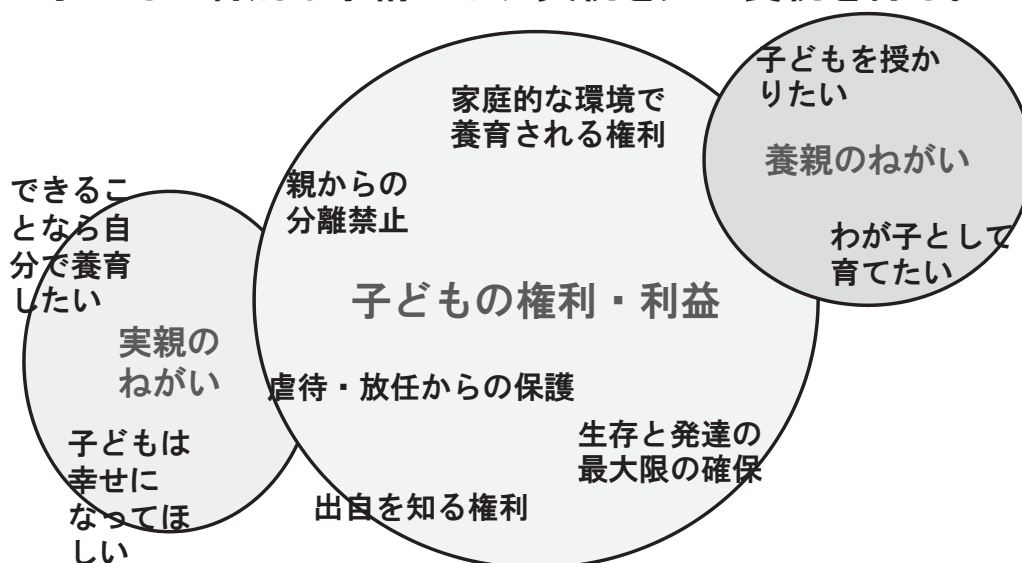
その1 夫婦の絆を深めたいという動機に隠されていた家族の歴史。それをあつせん団体も聞いていなかった事例

その2 申立人の態度に「実親の排除」を感じた事例

その3 子どもを見ていてなんだか心配。でもここまで来たからには養親も一緒に育ててもらいたい・・・と感じた事例

## 特養の視点—中心は子ども

子どもは特別な事情の下、実親を失い養親を得る。



# 信頼できる養親候補者を得るために 福祉専門職としてかかわらせて頂くなかで思うこと

日本社会事業大学専門職大学院  
子ども家族いきいきプロジェクトあっとほーむ

宮島 清

## 概要

1. 総論1 養子縁組あっせんについての考え方、  
あんさん協への期待、福祉専門職の特徴  
私のスタンス等
2. 総論2 養親候補者を確保することの意味  
選考を中心にプロセスの全体について
3. 選考面接を行う前の手順
4. 選考面接をどう行うか
5. 夫婦、親子、家族を「見たてる」ポイント
6. 養親候補者としてはならない人

# 1 総論①

養子縁組あっせんについての考え方  
あんさん協への期待  
福祉専門職の特徴  
私のスタンス 等

## 養子縁組あっせんについての考え方

- 新生児殺・遺棄の発生 ※医療機関で産んでいない
- 子の命についての責任は母親だけに帰せられるものではない。私たち（国、地方公共団体、国民）には責任がある
- 保護者が責任を果たせるか・意志を丁寧に聞くと同時に事実をありのままに見る必要がある
- 「養子あっせん」ではない ※養子縁組支援・

**第一条** すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。  
**2** すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。  
**第二条** 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。  
**第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

# 福祉専門職の特徴 私の考え方

※「この仕事」において医療と福祉が手を繋ぐ意義は大きいので・・・

- 専門性が明確ではないと言われ続けてきた
- 「生活モデル」と「人生モデル」で事象を捉える
- 「状況の中の人」という人間理解、「環境・社会」との関連で人を理解しようとする
- 基盤とする価値は、「人権」「社会正義」
- 様々なもの、制度・機関・人の力を借りる
- 制度政策や仕事の仕組みを大胆に語り、それがもっともらしく聞こえても、多くのものは長続きしなかった
- 目の前のこと、出会ってしまった人に誠実であった実践が残っている
- できることを丁寧に行うことが、時代に用いられ、社会を変える。役に立つ制度を創る

## ソーシャルワークの定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の改革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。

人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

2000年国際ソーシャルワーカー連盟総会採択 日本語訳

ソーシャルワークは、社会改革と社会開発、社会的結束(social cohesion)、そして人々のエンパワーメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職かつ学問である。社会正義、人権、集団的責任(collective responsibility)、多様性の尊重は、ソーシャルワークの中核である。ソーシャルワークは、ソーシャルワークの理論、社会科学、人文科学及び地域・民族固有(indigenous)の知識に支えられており、生活上の課題に取り組み、ウェルビーイング(well-being)を高めるために、人々や社会構造(structures)に働きかける。

この定義は、各国または各地域レベルで発展(amplified)させてもよい。

2014年3月20日現在 新定義 日本語訳 (策定・調整中)

- |                                                                                                                                                                                                                           |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 人の生活上の課題に取り組み、その人らしい良い状態（幸福）をめざす</li><li>● 人々や社会構造に働きかける</li><li>● 人を解放し力を湧き出させ、社会の改革を促進させる</li><li>● 固有の理論、科学、地域や民族の知見に基づいて行われる</li><li>● 社会正義、人権、連帯、多様性の尊重などの価値を基盤に持つ</li></ul> | 実践、専門職、理論と技術 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
- 宮島

## 養子縁組あっせんにおける 産婦人科の強み（優位性）

1. 元々命を守る仕事である
2. 知識・技能をもった様々な人材がいる
3. 前項以外にも様々なインフラを有している  
面接室、事務室、連絡用機材、資料保管庫…
4. 社会的な信用がある  
当事者（親）、関係機関、その他
5. 当事者（妊婦）がアクセスしやすい
6. 妊婦と子どもの安全を図れる
7. 養親候補者にとってもアクセスしやすい
8. 事業継続が見込める
9. 全国に良質な実践を拡げ得る可能性がある など

※優位性があるからと、社会が産婦人科に任せきりにして良いということではない  
※命を守ること、死を避けること、人生を救うためのケアに報酬がないのは？  
※多くの病院のSWが配置されるようになっている。産科にはどれくらいいるのか？

## 福祉専門職が貢献できるところ

1. 生活課題を抱えた人々とその環境について理解し、これへの援助について知見や技術を有している
2. 個人や家族の生活、子育てなどを援助するために必要な制度政策、社会サービス、法令などについて知識や情報を持っている
3. 特に、児童相談所等での勤務経験がある場合には、里親制度に関わる業務に携わることを通じて、非血縁の子どもを養育する上で課題になることや養育者に求められる資質、養育と養育者を支えるために必要なこと、養子縁組等について一定の知見を有していると期待できる
4. 児童相談所、福祉事務所、保健所・保健センター、保育所、警察、家庭裁判所との連携・協働の経験・実績がある

# 行政について

1. 人の暮らしを支える最大のサービス産業である
2. 「公僕」であることと「お上」であることの2重性を持つ
3. 安全性、安定性は高い。比較的優秀な人材がいる
4. 過剰な安全主義・公平主義がある。個人ではなく、組織（長）に決定権がある→融通がきかない、言い訳が目立つ、約束をしないと云った特徴がある
5. 「過剰な期待をむける」「不十分や不適切を叩く」ことをすると支持を得やすく、共感を得やすい  
→伝えられることは事実か？個人的な体験としては事実であったとしても  
どんな状況で起こったことか？一般的に起こっていることか？特別か？
6. 安易な否定は、当事者の権利を奪って不幸にする

先入観を持たずに、このようなシステムであることを理解して、  
打診し、関わって見る→信頼に足る実践者とつながれる可能性・必要がある

## 2 総論②

養親候補者を確保することの意味  
選考を中心にプロセスの全体について

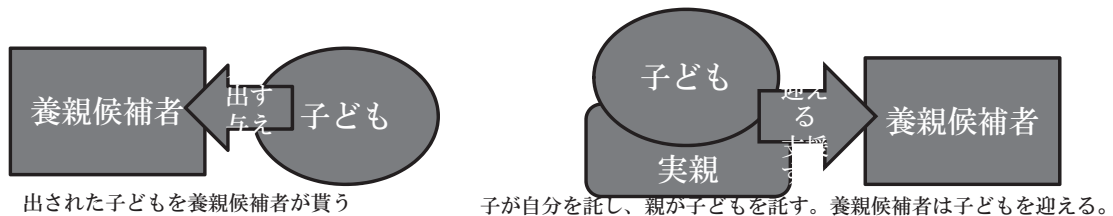


# 養親候補者を「得る」とは？

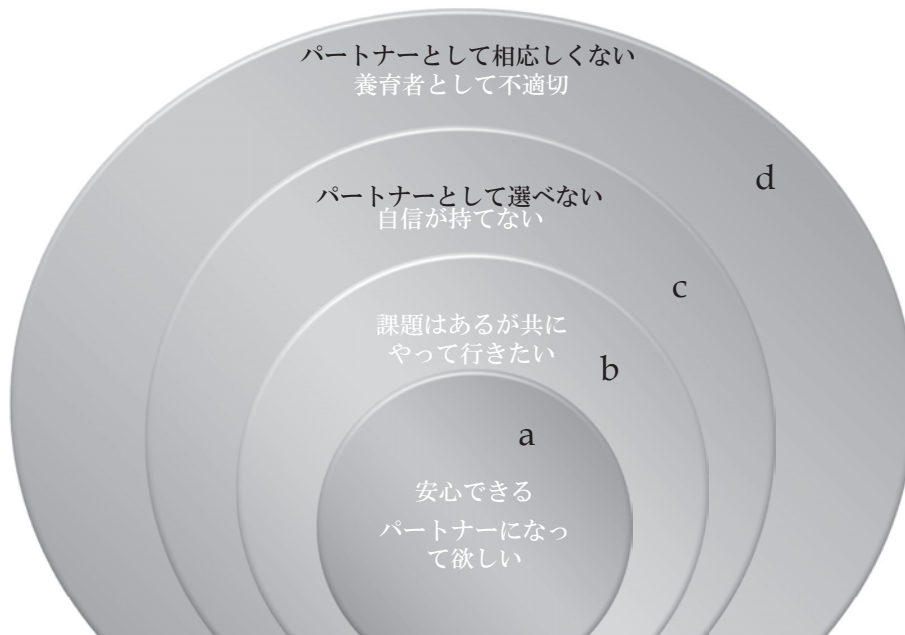
1. 商品の「買い手」を選ぶのではない
2. 「プレゼントを受け取る資格」を与えるのではない
3. 「あなたは子育てに相応しい人」「あなたは適切に子育てが出来る人」と認定するのでもない。

※2, 3の考え方が忍び込む可能性を念頭に置く必要がある。あっせん機関の側にそのつもりがなくても、子どもを熱望する人々の意識にはそれがある。これに反応し、切実な姿に触れるうちに3や2に陥る。

4. 子どもを迎えて共に生きるという方法で「子どもとその親の命と人生を守る」働きに参加してくれる「パートナー」を得る・選ぶということではないか



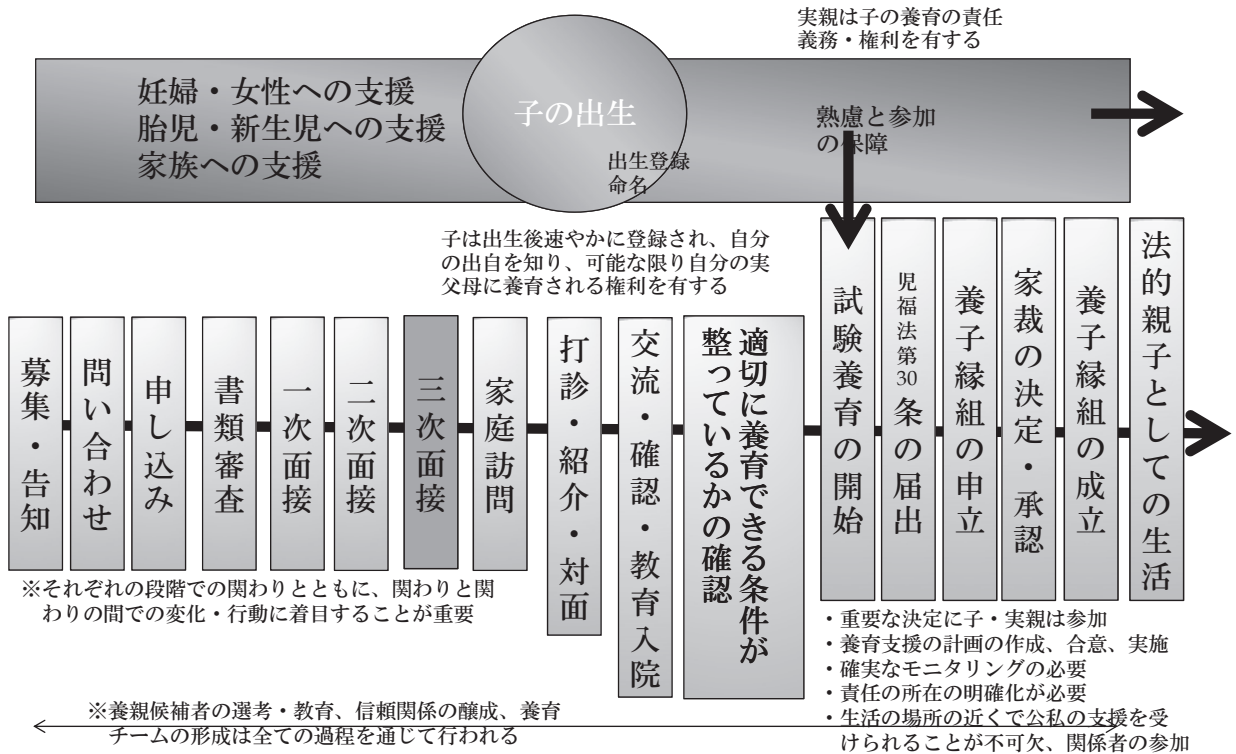
## 子どもと実親の立場で託せる人を探す



※ 全ての人は課題を持っている。安心できるからといって任せっぱなしで良い訳わけではない。aとbの方と組む。cの方と組む必要はない。dの方とは組むべきではない。裁量権のある行為だと考える。但し、方針の明示と説明責任を果たすことは必要。公的な資金が投入された場合は、厳密に求められるようになる。



# プロセスのイメージ



## 3 選考面接前の手順等

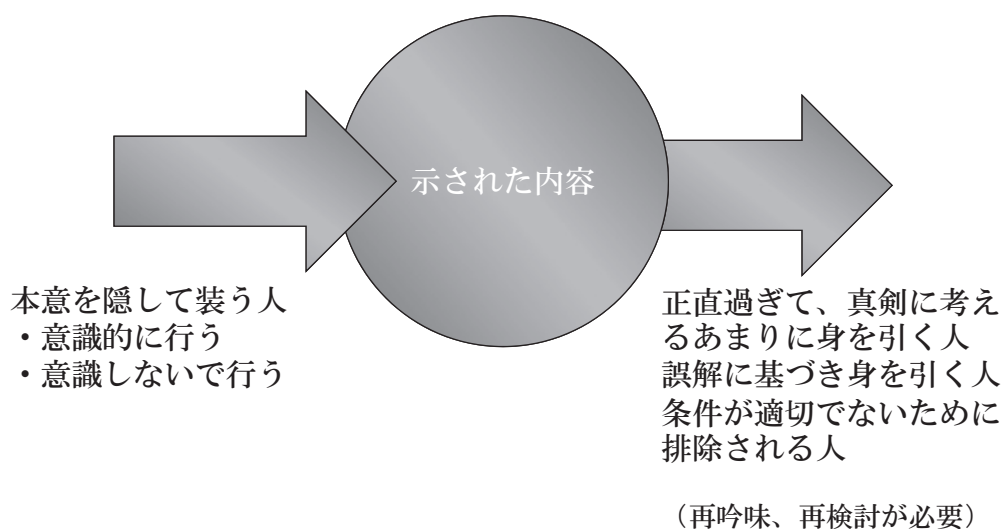
# 受付開始のために必要な事項

1. 理念、目標、目的を明らかに示し、これに同意する人かどうかを問う
2. この働きに参加する求める条件・内容を明示して参加を求める

※ 差別的な内容であってはならない  
内容に合理性があり、根拠を示すことができることが必要  
金銭の提供や寄付の実施を条件としてはならない

3. 手続きの方法やルールが解りやすく示されていることが必要

## 明示した内容への応答についての吟味



# 事前審査

## 1. 書類選考に行われていると聞いている

※様式や記入方法について、一定期間を経た時点で点検・改訂を行う

## 2. 里親登録をしていることを条件にしていることについて

ア 望ましいと思う

イ 「里親登録を取る」「とってくる」とは表現すべきではない

用例：保障をとってくる。お墨付きをとってくる。証明書をとってくる。

※里親として認定・登録されている。養育里親であれば研修を受けている。

ウ 自治体の姿勢や力量にはバラツキがある

エ 住宅、経済的な基盤などについては一定のスクリーニングができているものの、里親登録をしているだけを持って、「子どもを適切に養育出来る人」という評価はできない

オ 人や家族は絶えず変化する

カ パートナーは自らの責任で選ぶものである

## 4 選考面接をどう行うか

# 面接の範囲 多様な形態

面接室で行う面接  
構造化

家庭訪問

生活場面面接  
歩きながら  
車の中で

手紙、電話、  
メールなど

## 面接環境

面接室での面接の場合

1. 人の出入りが少ない
2. プライバシーが確保できる
3. 緊張を理解し、軽減を意識する
4. 対等性を重視（実際は対等でないからこそ）
5. 距離（感）

※ 大切にされていると感じられることが大切

※ リラックスでき、且つ、一定の緊張感を持つことのできる場所・環境、取り扱う事柄に相応しい場所・環境が用意されることが望ましい